

委託訓練契約書（案）

長野県工科短期大学校長 岡本 正行（以下「委託者」という。）は、委託者の行う職業訓練を委託するに当たり、*** 代表 ***（以下「受託者」という。）と次のとおり、概算委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 委託者と受託者両者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託者は、別表に定める職業訓練業務（訓練科名、内容、期間等）及び就職支援の実施並びにこれに伴う付随業務を受託者に委託する。

（受託業務の変更等）

第3条 受託者は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は事前に委託者の承認を受けなければならない。

2 受託者は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

（委託費）

第4条 委託者は、業務に関する経費については、委託費として受託者に支払うものとする。このうち職業訓練の実施に必要な経費（以下「訓練実施経費」という。）の単価を別表の7に定めるとおりとし、以下のとおり取り扱う。なお、就職支援の実施に係る経費（以下「就職支援経費」という。）については、別途締結する覚書に定める。

2 訓練受講生が、公共職業安定所長の指示、訓練期間中における就職、自己都合、能力習得状況の確認結果を踏まえた受講打ち切り等により中途退校等した場合の当該受講生に係る委託費は、別表の8に掲げる1か月（訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の相当する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱い、以下「算定基礎月」という。）毎に算定し、当該算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、受託者に対して支払いを行うこととする（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」

という。)

また、算定基礎月において、訓練設定時間の 80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間(受講生が中途退校した場合は退校までの期間)における訓練設定時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

- 3 訓練実施経費は支払対象月に 1 名当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。なお、受講生が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合は、委託費の額は 1 か月毎に算定し、当該支払対象月について以下のとおり取り扱う。
 - a 訓練が行われた日(以下「訓練実施日」という。)が 16 日以上又は訓練が行われた時間(以下「訓練実施時間」という。)が 96 時間以上である場合は、月額単価を当該月の支払額とする。
 - b 訓練実施日数が 16 日以上又は訓練実施時間が 96 時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数(別表 6 に定める訓練除外日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては訓練終了日翌日以降の日を除く)を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額とする(1 円未満の端数は切り捨てる。)

(契約保証金)

- 第 5 条** 契約保証金は***、***円とし、受託者はこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
- 2 委託者は、第 10 条第 6 項の規定による委託訓練実績報告書の検査合格後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
 - 3 契約保証金には、利子は付さないものとする。

【契約保証金の納付を免除する場合】

- 第 5 条** 契約保証金は***、***円とし、財務規則第 143 条第 3 号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者がこの契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(受託業務の処理方法等)

- 第 6 条** 受託者は、この契約書のほか、別に定める委託訓練実施要領及び仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
 - 3 受託者は、委託業務開始後に業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、受託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

2 受託者は、前項ただし書きにより受託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、受託業務の一部を再委託するときは、受託者が本契約を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項について、再委託者と書面により約定しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 受託者は、受託業務の実施に関して知り得た受講生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 受託者は、この契約により業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には個人情報保護のために別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(災害・事故等の報告)

第9条 受託者は、受講生が訓練受講中（登校及び下校途上を含む。）に災害・事故等を受けたときは、速やかにその旨を委託者に報告するものとする。

2 前項の災害のうち、受託者の責めに帰する原因で発生した災害については、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(業務報告及び検査)

第10条 受託者は、委託者に対して別表の3、4及び5に定める受託業務の運営状況に関する報告を随時行わなければならない。また、委託者の行う運営状況及び実施状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

2 受託者は、別表の3に基づき、訓練期間中の訓練日課表（参考様式1）を作成し、委託訓練開始前までに委託者に提出し、承認を受けなければならない。

3 受託者は、算定基礎月毎に別表の3、4及び5に定める業務の実施状況について、算定基礎月終了後5日以内に、委託訓練実施状況報告書（様式2）により委託者に報告しなければならない。

4 委託者は、第1項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、受託者と協議し、受託業務の実施に必要な指示を受託者に行うことができる。

5 受託者は、委託業務完了後7日以内に委託訓練実績報告書（様式3）により委託者に報告しなければならない。

- 6 委託者は、前項に規定する報告書受領後 10 日以内にその検査を行うものとする。
- 7 受託者は、第 6 項の検査の結果、不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正し、再度検査を受けなければならない。
- 8 前項の規定による補正等に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託費の支払い)

第 11 条 委託者は、前条の規定により合格と認められて後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託費を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第 6 項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

(権利義務の譲渡、承継)

第 12 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 13 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託費、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 14 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又はこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、別表の 6 に定める期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき
- (2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し、処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと委託者が判断したとき

(4) この受託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき

(5) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、受託業務の残務の処理が完了するまで、委託者と受託者間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、別表6に定める期間内に委託業務を完了しないとき又は第10条第5項に規定する期限までに委託訓練実績報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託訓練実績報告書を提出した日までの日数に応じ、委託費に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第11条第1項に規定する期限までに委託費を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託費に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、前条の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為による解除及び違約金等)

第16条 受託者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として、委託者の指示に基づき指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 受託者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団等反社会的勢力及び行為の排除)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第18条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて委託者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第19条 受託者は、前3条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 受託者は、前3条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第20条 受託者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 委託者は、受託者が下請負人等を解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人

等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第21条 委託者は、第14条、第16条、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受託者は、委託者が第14条、第16条、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第22条 受託者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動を標ぼうする反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を委託者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（資料等の管理）

第23条 受託者は、委託業務の実施経過及び訓練に係る関係資料を整備し、委託者からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 受託者は、前項の資料等を委託業務完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでのいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

3 受託者は、前項に規定した保存期間を経過した後、委託者から提供された個人情報記録された資料等（複写・複製したものを含む。）を速やかに消去するものとする。

（疑義の解決）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者両者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者両者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和*年*月*日

委託者 長野県上田市下之郷 813-8
長野県工科短期大学校
校 長 岡 本 正 行 印

受託者 **** *- *

代 表 * * * * 印

(別 表)

- 1 訓練科名 *コース
科 (NK-0)
- 2 訓練実施場所 *校
*****-*
- 3 訓練内容 別紙1(委託訓練カリキュラム)のとおり
- 4 就職支援内容
(1) 訓練実施施設に就職支援責任者を配置し、訓練期間中及び訓練終了後を通じ訓練受講生の就職促進に努めること。
(2) 就職支援責任者は、キャリアコンサルティング及びジョブ・カード作成支援、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、訓練受講生を就職に導く支援を行うこと。
(3) 就職支援責任者は、訓練実施日数のうち50%の日数を実施施設にて業務を行うこと。
- 5 職業訓練の実施に伴う付随業務
(1) 訓練受講生の出欠席の管理及び指導
(2) 訓練の指導記録の作成
(3) 受講証明書等に係る事務処理
(4) 訓練受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
(5) 訓練受講生の住所、氏名等の変更に係る事務処理
(6) 訓練受講生の中途退校に係る事務処理
(7) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
(8) 災害発生時の連絡
(9) 訓練実施状況・就職状況の把握及び報告
(10) 訓練受講生の能力習得状況の把握及び報告
(11) その他委託者が必要と認める事項
- 6 訓練期間 令和*年*月*日から令和*年*月*日まで
(訓練除外日:土曜、日曜、国民の祝日、夏季休暇8月13日～15日、
年末年始休暇12月29日～翌年1月3日)、その他委託者及び受託者との
協議のうえ休日とした日)

7 委託費の単価

訓練実施経費：受講生1名当たり月額 ** , ***円×110/100

ただし、1か月当たり(訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間)の訓練設定時間が***時間未満のもの(祝日、夏季休暇及び年末年始の休校日が該当することにより***時間未満となる場合を除く。)にあっては、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分した金額を月額単価とする。

8 算定基礎月毎の訓練時間、訓練日数及び月額単価(受講生1名当たり・消費税抜き)

令和*年*月*日から令和*年*月*日まで	***時間	**日	** , ***円
令和*年*月*日から令和*年*月*日まで	***時間	**日	** , ***円
令和*年*月*日から令和*年*月*日まで	***時間	**日	** , ***円
＊か月合計	***時間	**日	*** , ***円

9 訓練受講生数 **名(受講生名簿 別紙2)

(別 記)

「個人情報取扱注意事項」

- 第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受託者は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書きにより再委託をする場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合にあっては、受託者の責任において対処するものとする。
- 第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複製し、又は複製をしてはならない。
- 第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後速やかに委託者に返還又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第10 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者に対して報告を求めることができる。
- 第11 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第12 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者と協議の上、別に定める。

覚 書 (案)

令和*年*月*日に、長野県工科短期大学校長 岡本 正行（以下「委託者」という。）と***代表 ** **（以下「受託者」という。）の間において締結した「委託訓練契約書」に基づき実施した下記第1条に定めた訓練コースの受講生について、本契約書別表5に掲げる就職状況の把握及び報告に関し下記のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、委託者と受託者両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

記

（就職状況調査の実施及び調査対象訓練コース）

第1条 受託者は、次の訓練コースの受講生について就職状況調査を実施することとする。

- (1) 訓練科名 *科（NK-0*）
- (2) 訓練期間 令和*年*月*日から令和*年*月*日まで（*か月間）

（調査時期及び対象者）

第2条 受託者は、前条の訓練コースにおいて、委託者が定める様式及び方法により、次の各号に定める時期においてそれぞれの対象者に対し、就職状況調査を行うこととする。

- (1) 就職決定による中途退校者及び訓練修了時就職内定者調査
就職決定による中途退校者及び訓練修了時就職内定者については、訓練期間内に実施すること。
- (2) 訓練修了後1か月調査
訓練修了日の翌日から起算して1か月（1か月经過した日）の就職状況について、修了生全員を対象に実施すること。
- (3) 訓練修了後3か月調査
訓練修了日の翌日から起算して3か月（3か月经過した日）の就職状況について、修了生全員を対象に実施すること。

（調査方法等）

第3条 受託者は、次の各号に定めるところについて、訓練を終了する際に受講生へ十分な周知を図ること。

- (1) 就職状況報告（様式1）を受講生に配布し、就職が決まり次第、前条各調査時に受託者へ就職状況報告及び指定された添付書類を、郵送又は持参するように説明すること。未就職の場合もその旨につき報告を受けること。
- (2) 訓練修了後3か月の時点においては、就職者又は内定者のうち抽出して就職先への確認等を

含め調査を実施する旨を説明すること。

- (3) 労働者派遣事業者へ派遣登録を行った者でも、派遣先での就業開始の有無（就業予定は除く）を含めて、1か月調査、3か月調査の対象とすること。
- (4) 就職状況報告（様式1）の記載方法及び添付書類等については、当様式裏面によること。
 - 2 受託者は、前条の定める時期にその対象者からの就職状況報告（様式1）等を回収すること。特に訓練修了後3か月調査においては、未回収の無いよう努めること。

（報告）

第4条 受託者は、訓練コース毎に就職状況報告（様式1）及び添付資料等を取りまとめ、次の各号に定めるところにより委託者に報告すること。

- (1) 就職決定による中途退校者及び訓練修了時就職内定者調査
訓練修了後提出する委託訓練実績報告書内「修了生の就職状況（別表3）」により報告すること。
- (2) 訓練修了後1か月調査
訓練修了日の翌日から起算して1か月（1か月经過した日）で集計し、経過した日の翌日から起算して10日を経過する日までに就職状況報告一覧（様式2）により報告すること。
- (3) 訓練修了後3か月調査
訓練修了日の翌日から起算して3か月（3か月经過した日、以下「経過日」という。）までの訓練受講修了生の就職状況について受講生からの書面の提出により把握のうえ、経過日の翌日から起算して20日を経過する日までに就職状況報告一覧（様式2）により報告すること。
 - 2 前項の規定により報告された就職状況報告（様式1）、就職状況報告一覧（様式2）及び添付書類等について不備が確認された場合、受託者は委託者の指示に従い、速やかに再調査の上報告すること。

（報告内容の公表）

第5条 委託者は、受託者から報告を受けた就職状況の調査結果を、個人情報に留意し、公表することができるものとする。

（就職支援経費の支払い）

- 第6条** 委託者は、第4条（3）の報告を受けた場合、速やかに検査を行い、就職支援経費支給要件（覚書別紙）により算定した結果を受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、前項の通知を受け、当該経費の減額がないとき又は減額が一部であるときは、就職支援経費支給申請書（様式3）により委託者に対して請求することができる。
 - 3 委託者は、受託者から第2項の規定のとおり申請書を受領したときは、その日から30日以内に就職支援経費を支払うものとする。

（偽りその他不正の行為の禁止）

第7条 受託者は、就職状況報告及び提出書類等に虚偽の記載等をしてはならない。また、就職状況

報告及び提出書類等に不明な点がある場合、就職支援経費の支給は行われぬ。

(不正行為に係る措置)

第8条 委託者は、受託者が書面の改ざん又は偽造等、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかとなった場合、就職支援経費の支給は行わぬとともに、不正行為に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする

(不正受給の返還)

第9条 前条の事実確認により、受託者が偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたことが明らかとなった場合には、結果として就職支援経費の額に変動がない場合も含め、既に支給した就職支援経費の全部を返還させるものとする。なお、過誤払いと認められる場合においても、速やかに既に支給した就職支援経費を返還させるものとする。

2 前項における返還には、原則として一括返還とするものとする、また、原則として、返還の対象となる就職支援経費を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において、民法第404条の規定に基づき年3%の利息を徴収するものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、就職状況調査の実施に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(経費)

第11条 受託者は、就職状況調査に必要な経費について、全額負担することとする。

(個人情報の厳格な管理)

第12条 受託者は、様式1及び調査で知り得た情報の取り扱いに当たっては、受講生の個人情報であるため、厳格な管理を徹底し、特に次の各号に定める事項について留意すること。

- (1) 様式1及び様式2の複製を禁ずること。
- (2) 個人情報(氏名、住所、電話番号等)を商業目的等、他のいかなる目的においても二次利用することを禁ずること。
- (3) 就職状況調査で知り得た受講生の個人情報について、他人に知らせることを禁ずること。

(損害賠償)

第13条 受託者は、この覚書に違反し又は故意若しくは重大な過失によって委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

(その他)

第14条 本覚書に定めのないことについては、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

令和*年*月*日

委託者 長野県上田市下之郷 813-8
長野県工科短期大学校
校 長 岡 本 正 行 印

受託者 **** *- *

代 表 * * * * 印

(覚書別紙)

就職支援経費支給要件

1 就職支援経費

就職支援経費は、受講生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額とし、訓練終了後3か月調査の就職実績に応じて以下により支給する。

(1) 就職支援経費単価

受講生1名1月当たりの就職支援経費の単価は、下記(3)により算出する「就職支援経費就職率」に応じ、それぞれ以下に定めるところによる。ただし、対象月のうち「支払対象月」に該当しない月があるものについては、当該月を対象月数から除くこととする。

なお、1月当たりの訓練設定時間が***時間未満のもの(祝日、夏季休暇及び年末年始の休校日が該当することにより***時間未満となる場合を除く。)にあつては、下記の額を訓練設定時間の割合で按分した金額とする。

a	就職支援経費就職率	80%以上	20,000 円 (外税)
b	就職支援経費就職率	60%以上 80%未満	10,000 円 (外税)
c	就職支援経費就職率	60%未満	支給なし

(2) 支払い額

就職支援経費の支払い額の算出方法は、以下によって計算される額を支給する。

$$\text{就職支援経費の支払い額} = \text{受講者数} \times \text{就職支援経費単価} \times \text{対象月数}$$

(3) 就職支援経費就職率

就職支援経費就職率の算定方法は以下のとおりとする(小数点以下第2位を四捨五入)。

$$\text{就職支援経費就職率} = \frac{\text{対象就職者}}{\text{(訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中途退校者)}} \times 100$$

(4) 対象就職者

対象就職者とは以下のとおりとする。

- ① 訓練終了後3か月以内(訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(3か月経過する日まで)に、就職(就職のための中途退校者を含む。)又は内定した者のうち、「一週間

の所定労働時間が20時間以上」であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者（この場合の4か月以上とは、雇い入れの日から起算して120日以上とする。）及び自営を開始した者。

- ② ただし、訓練修了後3か月以内に、一週間の所定労働時間が20時間未満もしくは4か月未満の雇用期間により就職又は内定した者であって、その後、訓練修了後3か月以内に「一週間の所定労働時間が20時間以上」かつ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の就職又は内定した者については、対象就職者として取り扱うものとする。
- ③ 就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後3か月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練修了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開業届出書の写しを提出した者に限るものとする。
- ④ 受託者又はその関連事業主に雇用された又は内定した場合は、雇用保険の加入者又は加入予定者に限ることとし、就職状況報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に公共職業安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。

なお、受託者の「関連事業主」とは、資本的、経済的及び組織的にみて受託者と密接な関係にある事業主をいい、次のいずれかの要件に該当する事業主は関連事業主であること。この要件に該当するかどうかは、受託者から報告するものであること。

ア 受託者又は訓練修了者等が就職又は内定した事業主（以下「就職先事業主」という。）の資本金の全部又は大部分が受託者又は就職先事業主の出資によるものであること。具体的には、受託者（又は就職先事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める就職先事業主（又は受託者）の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること。

イ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。

(ア) 代表者が同一人物であること。

(イ) 取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

- ⑤ 「内定」は、訓練修了者等からの就職状況報告の書面に就職予定日の記載がある場合のみ対象とする。
- ⑥ 「訓練修了者」からは、就職状況報告の日以前に、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除く。ただし、就職支援経費は訓練コースに係る就職支援体制の整備に対して支給するものであることから、当該受講者に関しても就職支援経費が支給されるものであること。また、2回目の訓練コースに係る就職支援経費に関しては、当該受講者は就職率の算定に含まれ、当該2回目の訓練コースの就職率に基づいて、当該受講者に関して就職支援経費が支給されるものであること。
- ⑦ 「就職のための中途退校者」の場合は、中途退校時の就職状況であって、訓練修了後3か月以内の就職状況ではないことに留意する。

- ⑧ 役員及び自営業を開始する場合を除き、例えば、家事を手伝うといった場合や内職者、シルバー人材センターが有償で請負を提供する仕事への就業者等、雇用に関係のないものは含まれないこと。

(5) 対象月数

訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱い、以下「算定基礎月」という。このうち、就職支援経費の支払いの対象となる月数は以下のとおりとする。

- ① 3か月を越える訓練であっても、対象月数は終了月を含む直前3か月のみとする。
② 訓練終了月が1か月に満たない場合には、訓練終了月を除いて3か月分を算定することとして差し支えない。

2 就職支援経費の算出要件

受講生が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合の就職支援経費は、本契約書第4条2項及び3項を準用することによって得た額とする。以下に要点を抜粋する。

(1) 訓練設定時間の80%要件

算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に就職支援経費を算定し、受託者に対して支払いを行うこととする。

また、算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練時間（受講生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

(2) 訓練日数又は訓練時間による就職支援経費単価の適用

- ① 訓練が行われた日（以下「訓練実施日」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である場合の就職支援経費単価は、1(1)に定める額とする。
② 訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合の就職支援経費単価は、訓練をすべき日数（本契約書別表8に記載の日数。なお翌月の応答日の前日より前に訓練が終了する場合には訓練終了日翌日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、1(1)に定める額を乗じて得た額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）。